

茨城県環境保全施設資金融資制度のご案内について

環境対策課

茨城県では、中小事業者が環境保全施設を設置する場合、及び個人が高度処理型浄化槽の設置や公共下水道・農業集落排水処理施設へ接続する場合に必要な資金について、融資のあっ旋及び利子補給を行っておりますので、是非ご活用ください。

＜中小事業者対象＞

【対象者】

県内に工場又は事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小事業者

【融資対象事業】

環境保全施設	大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物質の適正管理施設の設置や改善
--------	--

【融資の条件】

融資限度額	環境保全施設	(1) 融資対象となる事業費の80%以内 (2) 一つの貸付事業につき2,500万円を限度 但し、ダイオキシン類対策等、知事が必要と認めた場合は5,000万円
融資利率	融資期間	利率（カッコ内は保証付きの場合）
	5年超～7年以内	2.6（2.1）%
	3年超～5年以内	2.5（2.0）%
	3年以内	2.4（1.9）%
償還方法	元金均等償還（1年以内の据置可）	
担保・保証人等	取扱金融機関の一般貸付の例による	
取扱金融機関	常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、東邦銀行、東日本銀行、千葉銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、銚子信用金庫、茨城県信用組合、商工組合中央金庫	

【利子補給】

	事業種類	利子補給率
霞ヶ浦流域外において、小規模事業者が行う排水対策	高度処理（窒素又はりん除去）施設	借受者の実質金利は無利子
	高度処理以外の汚水処理施設	0.9%
霞ヶ浦流域において、法令※に基づき次の者が設置する排水対策施設	(1) 霞ヶ浦小規模特定事業者 (2) 霞ヶ浦小規模指定事業者及び霞ヶ浦一般事業者 (3) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場のうち、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満の者	借受者の実質金利は無利子
家畜排せつ物の負荷削減対策施設（霞ヶ浦流域に限る）		借受者の実質金利は無利子
ダイオキシン類対策施設		0.6%

※水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び茨城県霞ヶ浦水質保全条例

<個人対象>

【対象者】

霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域に居住する個人世帯

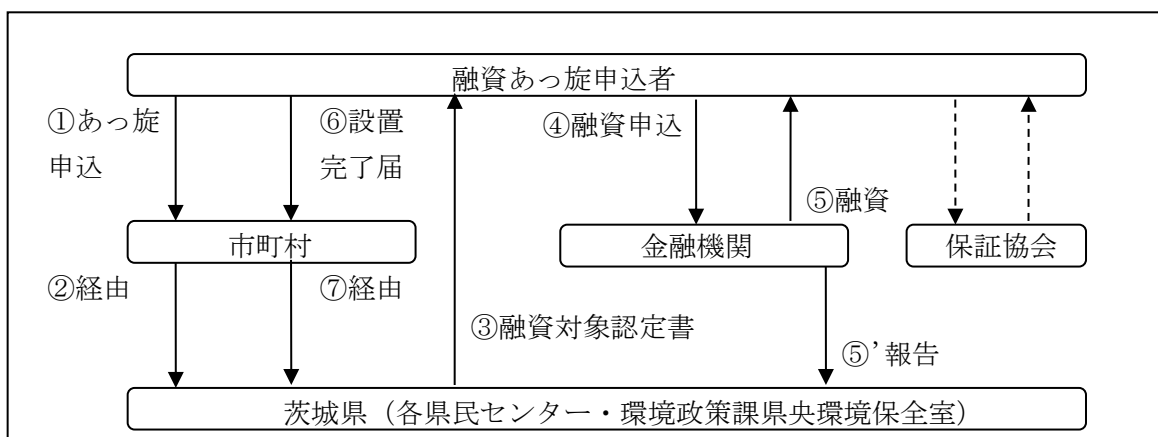
【融資対象】

- 高度処理型浄化槽設置に係る費用
- 公共下水道又は農業集落排水処理施設への接続に係る費用

【融資の条件】

融資限度額	(1) 設置や接続工事に係る費用全額 (2) 補助金額は除くものとし、200万円を限度
融資期間	5年以内
融資利率	県が全額補給しますので、利用者の実質金利は0%
償還方法	元金均等償還（6ヶ月以内の据置可）
担保・保証人等	取扱金融機関の一般貸付の例による
取扱金融機関	常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、銚子信用金庫、茨城県信用組合

<融資の手続き>



<お問い合わせ>

より詳しい内容や条件についてのお問い合わせや申込書の請求等については、下記までお気軽にご相談ください。

県北県民センター	環境・保安課	TEL0294-80-3355
鹿行県民センター	環境・保安課	TEL0291-33-6056
県南県民センター	環境・保安課	TEL029-822-7048
県西県民センター	環境・保安課	TEL0296-24-9134
茨城県生活環境部環境政策課県央環境保全室		TEL029-301-3044
茨城県生活環境部環境対策課(環境保全施設に関すること)		TEL029-301-2956